

賃金支払実績確認表(出来高払制)

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	
賃金引上げ対象従業員	

2. 賃金の状況

※交付申請時に提出する賃金台帳をもとに作成してください。

※③歩合給には、最低賃金の対象となる賃金を計上してください。

(1) 支援期間前の時間単価(1年分を記載すること)

支払日	賃金計算期間 上段:始期 下段:終期	①	②	③	④	⑤	⑥=⑤/12	⑦=(①+②)/⑥+ ③/④
		固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給)(※) (円)	年間総労働時間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
.								
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑦)の平均:								

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

支払日	賃金計算期間 上段:始期 下段:終期	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯=⑮/12	⑰=(⑪+⑫)/⑯+ ⑬/⑭
		固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給) (円)	年間総労働時間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
.								
.								
⑱引上げ後の基準に従って支払われた時間当たり賃金額(⑰)の平均:								

(3) 引上げ後の賃金の状況(引上げ後2か月間)

⑱-⑧ 賃上げ額(円)	
----------------	--

5. 賃金引上げ額についての確認

- 引上げ後2か月間の時間当たり賃金額平均(⑱)は、引上げ前1年間の時間当たり賃金額平均(⑧)に比べて30円以上上回っている。
- 引き上げ前の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を上回っている。
- 引き上げ後の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を30円以上上回っている。